

平成28年度  
津田財産区決算審査意見書

枚 方 市 監 査 委 員



枚 監 査 第 198 号  
平成 29 年 11 月 10 日

枚方市津田財産区管理者  
枚方市長 伏 見 隆 様

|         |         |
|---------|---------|
| 枚方市監査委員 | 勝 山 武 彦 |
| 同       | 大 西 正 人 |
| 同       | 上 野 尚 子 |
| 同       | 八 尾 善 之 |

平成 28 年度枚方市津田財産区会計決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 28 年度枚方市津田財産区会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

## 1. 審査の対象

平成 28 年度枚方市津田財産区会計決算

- 〃 枚方市津田財産区会計歳入歳出決算事項別明細書
- 〃 枚方市津田財産区会計実質収支に関する調書
- 〃 枚方市津田財産区財産に関する調書

## 2. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されているか、また、会計管理者及び関係部局が所管する諸帳簿との照合、点検並びに検討を行い、計数の正確性、財政状況、予算執行の適否を確認するとともに、関係職員から聴取して行った。

## 3. 審査の期間

平成 29 年 7 月 12 日から平成 29 年 11 月 9 日まで

## 4. 審査の結果

歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は諸帳簿等と照合したところ符合して正確であり、予算執行及び事務処理については、例月現金出納検査等を通じて検査した結果、おおむね良好に処理されていた。

また、決算書の財産に関する調書において、表記の変更がなされていた。

## 5. 決算の概要

本年度の歳入歳出予算現額 8,246 万 5 千円に対する決算額は、

歳 入 8,165 万 1 千円

歳 出 7,799 万 5 千円

で、歳入歳出差引き 365 万 6 千円の黒字で、同額が翌年度へ繰り越されている。

## 6. 収支の状況

### (1) 歳 入

決算額は 8,165 万 1 千円で、予算現額に対する執行率は 99.0%である。

前年度と比較すると 2,168 万 5 千円（36.2%）増加している。

歳入の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

| 科 目     | 28 年 度 |        |       |       | 27年度<br>決算額 | 対前年度比較  |        |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------------|---------|--------|
|         | 予算現額   | 決算額    | 執行率   | 構成比   |             | 増減額     | 増減率    |
| 財 産 収 入 | 73,399 | 73,340 | 99.9  | 89.8  | 52,128      | 21,212  | 40.7   |
| 繰 入 金   | 2,600  | 1,847  | 71.0  | 2.3   | 4,124       | △ 2,277 | △ 55.2 |
| 諸 収 入   | 380    | 379    | 99.7  | 0.5   | 48          | 331     | 689.6  |
| 繰 越 金   | 6,086  | 6,085  | 100.0 | 7.4   | 3,666       | 2,419   | 66.0   |
| 合 計     | 82,465 | 81,651 | 99.0  | 100.0 | 59,966      | 21,685  | 36.2   |

財産収入 7,334 万円は、前年度に比べ 2,121 万 2 千円 (40.7%) 増加している。その主な理由は、氷室財産区の穂谷川以西の財産に付着している津田財産区の入会権が氷室財産区財産の一部処分により消滅したため、処分代金の 2 分の 1 相当額が、入会権消滅対価収入として補償されたことによるものである。

財産収入の内訳は、土地貸付収入 4,072 万 5 千円、入会権貸付対価収入 1,044 万 9 千円、入会権消滅対価収入 2,140 万 1 千円、預金利子 76 万 5 千円である。

繰入金 184 万 7 千円は、前年度に比べ 227 万 7 千円 (55.2%) 減少している。これは主に、臨時的な支出等のための基金取崩しが減少したことによるものである。

## (2) 歳 出

決算額は 7,799 万 5 千円で、予算現額に対する執行率は 94.6% である。

前年度と比較すると 2,411 万 4 千円 (44.8%) 増加している。

歳出の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

| 科 目     | 28 年 度 |        |       |       | 27年度<br>決算額 | 対前年度比較  |       |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------------|---------|-------|
|         | 予算現額   | 決算額    | 執行率   | 構成比   |             | 増減額     | 増減率   |
| 議 会 費   | 8,198  | 7,215  | 88.0  | 9.3   | 7,113       | 102     | 1.4   |
| 総 務 費   | 29,702 | 27,044 | 91.1  | 34.7  | 28,150      | △ 1,106 | △ 3.9 |
| 諸 支 出 金 | 36,139 | 36,139 | 100.0 | 46.3  | 15,027      | 21,112  | 140.5 |
| 繰 出 金   | 7,926  | 7,597  | 95.8  | 9.7   | 3,591       | 4,006   | 111.6 |
| 予 備 費   | 500    | 0      | 0.0   | —     | 0           | 0       | —     |
| 合 計     | 82,465 | 77,995 | 94.6  | 100.0 | 53,881      | 24,114  | 44.8  |

総務費は 2,704 万 4 千円で、前年度に比べ 110 万 6 千円（△3.9%）減少している。

総務費のうち、一般管理費は 220 万 7 千円で、前年度に比べ 53 万 4 千円（△19.5%）減少している。その主なものは備品購入費 107 万 9 千円及び地上権抹消に伴う弁護士委託料などの委託料 93 万 7 千円である。財産管理費は 2,245 万 7 千円で、その主なものは、津田共有林組合への入会権補償金 2,031 万 2 千円である。また、地区公共事業費は 238 万円で、全額が交付金である。その主なものは、津田会館等維持管理事業への 60 万円、大峰公民館維持管理事業への 54 万円、津田駅前区集会所管理事業への 51 万円の交付などである。

諸支出金 3,613 万 9 千円は、全額が基金積立金で、前年度に比べ 2,111 万 2 千円（140.5%）増加している。これは主に、氷室財産区財産の一部処分に伴う入会権消滅対価収入により積立てが増加したことによるものである。

繰出金 759 万 7 千円は、前年度に比べ 400 万 6 千円（111.6%）増加している。これは主に、氷室財産区財産の一部処分に伴う入会権消滅対価収入により財産収入が増加したことによるものである。

## 7. 財産に関する調書

基金の年度末現在高は 4 億 2,200 万 5 千円で、安全かつ有利に運用するために地方債を購入し、ペイオフ対策として定期預金は 5 つの金融機関に分散し預け入れ、残額を決済用として預金し、その通帳等は会計管理者が確実に保管している。

また、土地の年度末現在高は、所有によるもの 1,072,954.58 m<sup>2</sup>、その他の権原（入会権）によるもの 1,219,012.61 m<sup>2</sup>である。建物の年度末現在高は、前年度に比べ 1,203.67 m<sup>2</sup>の減少となっている。これは、津田財産区会館の建物について津田財産区の所有ではないため減計したことによるものである。

### [む す び]

財産の処分、貸付け等に当たっては、地方自治法第 296 条の 5 に規定する財産区運営の基本原則に今後とも十分配慮するとともに、地域公共事業等交付金については、その趣旨である地域住民の福祉増進のために支出するなど、常に事業内容に留意するよう要望する。

また基金については、金融情勢を的確に把握し安全面に配慮しながら、确实かつ有利な運用に留意し、引き続き適切な公金管理に努めることを要望する。